

最高検企第60号  
令和4年1月31日

山 中 理 司 様

検事総長 林

眞 琴



情報公開・個人情報保護審査会への諮問について（通知）

行政機関の保有する情報の公開に関する法律9条の規定に基づく開示決定等に対する次の審査請求について、同法19条1項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、同条2項の規定により通知します。

1 審査請求に係る行政文書の名称等	大阪地検の検察官としては、弁護人請求予定証拠の中身が信用できない場合、同意した上で信用性を争うのではなく、まずは全部不同意の意見を述べることになっていることが分かる文書
2 審査請求に係る開示決定等	(1) 開示決定等の日付、記号番号 令和3年10月29日、大阪地検（企）第79号 (2) 開示決定等をした者 大阪地方検察庁検事正 畠本 肇 (3) 開示決定等の種類 行政文書不開示決定
3 審査請求	(1) 審査請求日 令和3年11月1日 (2) 審査請求の趣旨 本件不開示決定を取り消すとの決定を求める。
4 諮問日・諮問番号	令和4年1月28日・令和4年（行情）諮問第122号

東京都千代田区霞が関1-1-1 最高検察庁総務部企画調査課（担当者名：杉本）  
TEL：03-3592-5611（内線：3294）